

事業主の
皆様へ

労働保険の年度更新手続き 並びに 一般拠出金の申告納付について

労働保険の令和3年度の確定保険料と令和4年度概算保険料及び石綿健康被害救済法の一般拠出金の申告・納付手続きを行っていただく時期となりました。**入間市商工会労働保険事務組合**へ事務委託している事業所につきましては、3月下旬頃に申告書・納付書を送付させていただきますので

4月8日までに商工会事務所へご提出ください。

労働保険年度更新とは

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間（これを「保険年度」といいます。）を単位として計算されることになっており、その額はすべての労働者（雇用保険については、被保険者）に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定することになっております。（建設の事業は算出方法が異なります）

労働保険では、保険年度ごとに概算で保険料を納付いただき、保険年度末に賃金総額が確定したあとに精算いただくという方法をとっております。したがって、事業主は、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きが必要となります。

行政書士相談会開催中!!

支援金・協力金等の相談、申請のお手伝いをします。行政書士相談会をご利用ください。

日 程	毎週月曜・木曜（要予約） 祝日を除く・当面の間 （予約状況により予告なしで終了になる場合があります。）
場 所	入間市商工会
時 間	午後1時～4時終了 ※お電話にてご予約ください。

各種相談会について

各種相談会は予約制で対応させていただいております。必ずお電話にてご予約の上、ご相談にお越しください。尚、今年度の確定申告個別相談会も昨年同様に予約制での開催となります。詳しくは別紙をご覧ください。

新 会 員 紹 介

支部	事業所名	主たる業種
東京通り	合同会社 S-PLANT	家電製品取り付け設置
黒須・高倉	White Yoji	演奏・公演・イベント企画
宮寺・二本木	株式会社 マデックスサービス	運送事業
	茶処一煎	レストラン 狭山茶料理の提供
東金子	わたなべ自然療法院	身体施術（出張専門） イネイト活性療法
藤沢	イーグルデザイン	Webコンサルティング、プロデューサー 分析、Web制作・開発 など
西武	テム スペース	建築物調査 チョークアート教室
市外特別	鶏笑 狭山店	テイクアウトからあげ専門店

掲載希望者のみ 令和3年11月1日～令和3年12月31日までの入会者

商工会事業予定

令和4年2月	1日	建設業部会フルハーネス特別教育講習会
	15日	建設業部会フルハーネス特別教育講習会
	17日	定例税務相談会
	18日	建設業部会フルハーネス特別教育講習会
	20日	第204回珠算検定
	25日	女性部雛飾り（～3月3日）

令和4年3月	2日	日本政策金融公庫定例相談会
	17日	定例税務相談会



令和4年1月31日現在

入間市商工会 会報 令和4年2月号

発行所 入間市商工会 発行人 会長 関根栄一
発行数 2,500部 発行日 令和4年2月10日



企業・街・暮らし 入間の元気を応援します
入間市商工会

〒358-0001 入間市向陽台1-1-7 TEL 04 (2964) 1212 FAX 04 (2964) 1214
URL <https://www.irumashi-sci.org/> Eメール irm@irumashi-sci.org

いるま **BIZ NEWS**

入間市商工会 会報 令和4年(2022年)2月号

未来

新型コロナウイルス関連最新情報

事業復活支援金が創設されました

新型コロナウイルスの影響を受けた事業者へ、「事業復活支援金」が創設される予定です。地域や業種を問わず、一定以上売上が減少した事業者が対象となります。

[令和4年1月25日現在、1月31日15時以降より申請受付開始となっております。]

対象者

新型コロナウイルスの影響で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して、50%以上または30%～50%減少した事業者（中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主）

給付額

- 【上限額】 ①売上高が50%以上減少した場合
個人：最大50万円
法人：事業規模に応じ最大250万円
②売上高が30%～50%減少した場合
個人：最大30万円
法人：事業規模に応じ最大150万円

【算出式】 上記の上限額を超えない範囲で「基準期間^(※1)の売上高」と「対象月^(※2)の売上高」に5をかけた額との差額

給付額＝(基準期間^(※1)の売上高)－(対象月^(※2)の売上高)×5

(※1) 2018年11月～2019年3月、2019年11月～2020年3月、2020年11月～2021年3月のいずれかの期間のうち、売上高の比較に用いた月を含む期間。

(※2) 2021年11月～2022年3月のいずれかの月

商工会女性部からのお知らせ

お雛様の段飾り・つるし雛と、 おおぎ第二保育園児による お雛様の作品を展示します

期 間 令和4年2月25日(金)～3月3日(木)
午前10時～18時

雛飾り展示場所 ※25日(金)のみ12時～18時まで
丸広百貨店入間店 1階 エントランスホール
(メイン会場)

絵の展示場所 アポポ商店街・扇町屋通りの協力店
※展示日時は協力店の営業日、
営業時間により異なります。

キーワードラリー
同時開催!!



企業・街・暮らし 入間の元気を応援します
入間市商工会

『いるまお得にEatチケット』を開催しました!!

例年開催しておりました、『いるまバル』ですが、昨年度はコロナ禍で大変ご苦勞されている飲食店を応援するために、趣向を変えチケットにプレミアム（2,500円分のチケットを2,000円で販売）を付ける形で開催を検討しておりましたが、緊急事態宣言の発令により、開催することができませんでした。

そこで、今年こそはとの思いで再度実施にむけて計画を進めてまいりました。幸いにも今回の開催は緊急事態宣言の解除のタイミングと重なったこともあり、当初予定していた3,000セットのチケットが即日完売となり、急遽2,000セットを追加することとなり、大盛況となりました。

ご参加の店舗には、『彩の国新しい生活様式安心宣言+』への登録とともに、二酸化炭素チェッカーの配布を行い、来店された方にもコロナ対策が万全の店舗であることのPRをすることもできました。



チケット販売会の様子

歳末スマイル大セールを開催しました!!

商工会では、令和3年12月6日(月)～19日(日)に「歳末スマイル大セール」を開催いたしました。今回は参加者の皆様に喜んでいただきたいということで「はずれ無し」とし、全ての方が当選するような方法で実施いたしました。加盟店の方へのアンケート調査では、「はずれ無しに対してのお客様の評判はとてもよかった」「お客様に喜んでいただけた」などの声が聞かれ、ご好評



をいただいた反面、課題や問題点に関する様々なご意見等もいただきました。今回の反省点を踏まえ、再度検討・協議を行い、次の開催につなげていきたいと思ひます。また、コロナ禍にもかかわらず、多くの皆様にご参加・ご協賛をいただき、誠にありがとうございました。



埼玉県「ワクチン・検査パッケージ制度」のご案内

飲食店等への制限が緩和されます!!

令和4年1月25日現在

内 容 来店者のワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認することにより、飲食店等の人数制限やカラオケ設備の提供制限が緩和されます。宴会の場やカラオケ設備を提供する事業者の方にメリットの大きい制度です。

対象事業者 (1) 彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+(プラス)の認証店
(2) 飲食業の許可を受けていないカラオケ店

登 録 方 法 埼玉県ホームページのワクチン・検査パッケージ登録電子申請入口
(埼玉県電子申請・届出サービス) から申請

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/vt-package.html>

※電子申請が困難な場合は、埼玉県のホームページから申請様式をダウンロードし、郵送してください。

◎詳しくは、上記の埼玉県ホームページをご覧ください。埼玉県中小企業等支援相談窓口 (Tel. 0570-000-678)、または商工会事務局までお問い合わせください。



賀詞交歓会は中止とさせていただきます

令和4年1月11日(火)18時より丸広入間店さくら草ホールにて開催を予定しておりました「入間市商工会会員交流賀詞交歓会」は新型コロナウイルス感染拡大により中止とさせていただきます。お申し込みいただいた皆様には改めてお詫言申し上げます。

確定申告に関する重要なお知らせ

(本人確認書類)

◆マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
- ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

◆マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》
●通知カード
●住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限り、)
などのうちいずれか1つ

身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》
●運転免許証 ●公的医療保険の被保険者証
●パスポート ●身体障害者手帳
●在留カード
などのうちいずれか1つ



令和3年分の確定申告に必要な書類にはマイナンバーの記載が必要です。

また、それに伴い申告手続の際には本人確認書類が必要となります。詳しくは右図を参考にしてください。

1人に1つ、
マイナンバー

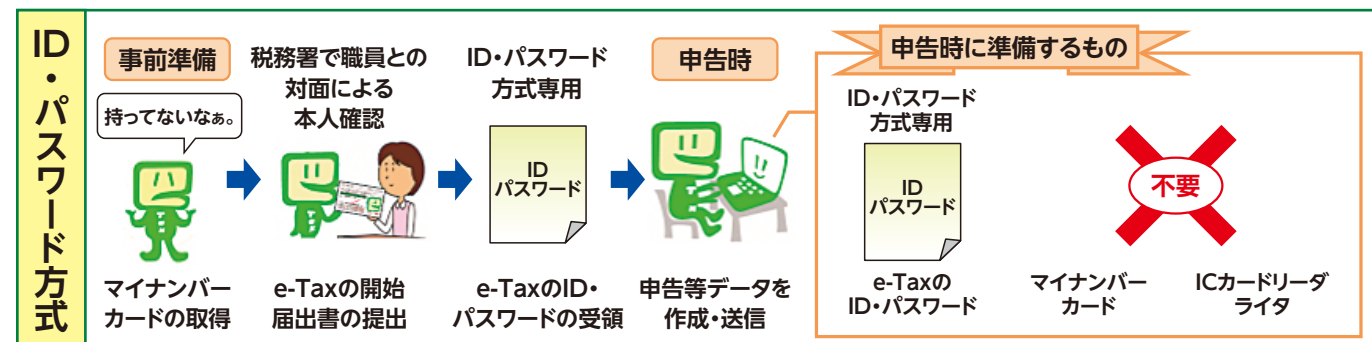


お忘れなく!

e-TAX ID・パスワード方式のご紹介

マイナンバーカードをお持ちでない方でも、税務署でID・パスワードを取得することでインターネットでの確定申告(e-TAX)がご利用できます。

※ID・パスワードを利用した紙面での確定申告はできません。



ご確認ください

事業主向けの給付金の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症対策の給付金として一時支援金や月次支援金、埼玉県感染防止対策協力金等を既に受け取られた方もいらっしゃるかと存じます。今回は商工会にもご質問の多い、これらの給付金の取り扱いについてご説明します。確定申告前に再度ご確認ください。

Q1 事業主向けの給付金を受け取ったら、帳簿の仕訳はどうするの?

A1 事業主向けの給付金は「雑収入(収益科目)」になります!
(仕訳例) 月次支援金10万円が事業用の口座に振り込まれた。
【借方】普通預金100,000 / 【貸方】雑収入100,000

Q2 事業主向けの給付金は課税対象になるの?

A2 事業主向けの給付金は**所得税もしくは法人税の課税対象になります**が、**消費税の課税対象にはなりません**。

【個人事業主の場合】

上でも説明したように事業主向けの給付金は「雑収入」になるため、所得税の課税対象となります。

【法人の場合】

雑収入は、売上等と同じく益金として取り扱われるため、法人税の課税対象となります。

なお、消費税については、事業主向け給付金はサービスの提供や商品販売等の対価として支払われるものではないため、課税の対象外となります。(不課税取引)

参考URL: <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6209.htm> (国税庁ホームページ「非課税と不課税の違い」)

また、給付金は現金主義での処理が原則となるため、令和4年1月以降に給付金が入金になった場合、令和4年分の収入として取り扱うことになりますので、ご注意ください。

